

今回のテーマ： 交際費課税のポイント

2024年度税制改正において交際費の取扱いに変更があったことを踏まえ、交際費課税のポイントを、改めて確認します。

1. 交際費の範囲及び判断事例

交際費に該当するか否かのポイントは次の3つです。

① 支出の相手が「事業に関係のある者（社内役員・従業員等含む）」であること
<該当する例> ・得意先や仕入先、外注先を招待して行う会食費用 ・自社の役員等、特定の社員のみを対象とした飲食代の支出
<該当しない例> ・政治団体等、事業に直接関係のない者に対してする金銭や物品等の贈与 →「寄附金」に該当 ・自社製品の販売促進を目的とする、不特定多数の者が対象の物品等の贈与 →「広告宣伝費」に該当
② 支出の目的が「取引関係の円滑な進行を図るため」に支出するものであること
<該当する例> ・取引先、仕入先等の社外の者の慶弔見舞に要する金品等の支出
<該当しない例> ・一定の売上基準を達成した得意先への、基準に応じた金銭の支出 →「売上値引き」に該当
③ 支出の行為が「接待、供応、贈答その他これらに類する行為のため」に行われること
<該当する例> ・得意先の役員や従業員を対象に旅行や観劇等へ招待した費用
<該当しない例> ・自社の従業員の慰安のために行われる、おおむね全員を対象とした会食や旅行等のレクリエーションのための費用 →「福利厚生費」に該当

2. 「交際費」の損金算入限度額

- 資本金1億円以下 …… 800万円と接待飲食費の額の50%相当分のいずれか大きい金額
- 資本金1億円超100億円以下… 接待飲食費の額の50%相当分
- 資本金100億円超 …… 損金算入限度額なし（＝全額損金不算入）

お見逃しなく！

2024年4月1日以降、1人あたり10,000円以下（改正前：5,000円以下）の「社外飲食費」は交際費から除かれます。10,000円以下であっても福利厚生費に該当しない「社内飲食費」は交際費に該当します。